

◇番号：202101

| | | | |
|--------------------|--------------------|------------------|-----------------|
| ◇研究機関名 | 久留米大学 | ◇不正の種別 | 目的外使用及びカラ出張 |
| ◇不正が行われた年度 | 平成 25 年度～ 令和元年度 | ◇最終報告書提出日 | 令和 3 年 5 月 25 日 |
| ◇不正に支出された 研究費の額 | 7,010,459 円 | ◇不正に関与した 研究者数 | 3 人 |

◇経緯・概要

【発覚の時期及び契機】

令和 2 年 5 月 1 日、学内から内部監査室へ医学部動物実験センターA 元准教授による研究費不正使用に関する通報があり発覚した。

【調査に至った経緯等】

「久留米大学における研究活動に係る不正行為の防止に関する規程」（以下、「規程」という。）に基づき設置された予備調査委員会により調査を行った結果、公益通報の内容には合理性があると認められたことから、令和 2 年 5 月 18 日、最高管理責任者は学外委員 3 名を含む 6 名からなる「研究費の不正行為に関する調査委員会」を設置し、本調査を行うことを決定した。

◇調査

【調査体制】

「規程」に基づき、調査委員会（学内委員 3 名、学外委員（弁護士、公認会計士、大学教授）3 名）を設置して調査を実施した。

【調査内容】

・調査期間

令和 2 年 6 月 12 日～令和 3 年 4 月 13 日

・調査対象

対象者：当該教員及び関与が疑われた教員

対象経費：当該教員に係るすべての研究費

・調査方法

証拠書類が保管されている期間（平成 24 年度から令和元年度）関係書類及び現物を確認し、関係者へのヒアリングを行った。

◇調査結果

【不正の種別】

目的外使用、カラ出張

【不正の具体的な内容】

・動機、背景

動物実験センター所長は医学部教授の兼任でセンターに常駐しておらず、専門的な業務に従事する動物実験センター内においては A 元准教授が日常業務について実質的に単独で裁量を働かすことができる立場にあった。センターの他の教職員は、このような地位に長年就いていた A 元准教授に異を唱えられない雰囲気醸成されていた。

・手法

(1) カラ出張

A 元准教授がインターネットで航空券を予約し料金を立替えて支払い、領収書が発行された後にキャンセルして払い戻しを受けていた。キャンセル前に発行していた領収書で虚偽の旅費の請求を行い、

実際には行ってない出張旅費を受け取っていた。

(2) 目的外使用

学内研究費または共同研究費で10万円未満の物品の場合、A元准教授が動物実験センターの事務職員を介さず、自身で発注し、業者からもA元准教授本人に直接納品させていた。A元准教授は検収担当者に印鑑を持って来させ、自ら検収印を押印していた。検収担当者がA元准教授に対し強く意見が言えない状況にあり、検収担当者は印鑑を渡すことが手続上適正ではないと認識しつつも、それを指摘することができなかった。冷凍庫は業者に直接自宅へ配送させていた。

不正に購入した物品のうち、タブレット端末、HDDやSSD、ダイエット食品、活動量計、エタノール、ドラムユニット、トナーカートリッジはネットオークションに同一規格品が出品され売却されており、売却代金を領得していたものと認定した。

(3) 研究代表者の善管注意義務違反

人間健康学部B教授は研究代表者として研究費の支出に責任があるにもかかわらず、研究費のほとんどをA元准教授に使用せしめて研究費の管理を怠ったことがA元准教授による目的外使用を許した。

(4) 研究分担者の善管注意義務違反

医学部C教授はA元准教授からダイエット食品の購入を依頼されて漫然とそれを承認した。

・不正に支出された研究費等の種類、額及びその使途（私的流用の有無）

| 資金の種類 | 不正使用額 | 不正が行われた年度 | 不正に関与した研究者数 |
|-----------|------------|-------------------|-----------------------|
| 科学研究費助成事業 | 520,020円 | 平成27年度 | 3人 |
| 学内研究費 | 4,178,749円 | 平成25年度～30年度 | 1人 |
| 共同研究費 | 2,311,690円 | 平成26年度、29年度～令和元年度 | 1人 |
| 計 | 7,010,459円 | | (実人数 [※])3人 |

※公的研究費に係る不正に関与した実人数

・私的流用の有無

出張先に行ったことを示す客観的な証拠がなく、不正に領得した金銭を研究目的に使用したことを示す証拠も存在せず、不正に領得した金銭は自身の給与が振り込まれる私的預金口座に入金され個人の財産として一元的に管理・使用できる状態になっていたことから、私的流用があったと判断した。

不正に購入した物品は、正当に研究目的に使用した事実が客観的に示されず、また、自宅に持ち帰った理由についても真実性がなく、退職時に返却せず自宅に置き続けていた事実から、私的流用と認定した。

【調査を踏まえた機関としての結論と判断理由】

(1) カラ出張

学会事務局へ参加有無の確認を行った結果、学内研究費及び共同研究費による48件の学会出張（旅費合計3,714,950円）で学会参加の確認が得られなかったことからカラ出張と認定した。

(2) 目的外使用

(ア) ダイエット食品

科学研究費助成事業について、211,680円は研究に使用したことが確認されたが、科学研究費助成事業とは関係のない研究であったため目的外使用と認定した。

科学研究費助成事業のうち230,580円と学内研究費及び共同研究費で購入した1,110,711円は研究に使用したことを示す証拠が存在せず、ネットオークションで転売した可能性を示す証拠が見つかり、目的外使用（私的流用）と認定した。

B教授は、自らが代表者である科研費の管理を怠り、A元准教授にすべてを任せ、研究費の使途を把握していなかったことでA元准教授による不正使用を許したことから、不正使用に直接関与

していないが、研究代表者としての善管注意義務違反であり、不適切な行為と認定した。

G 教授は、A 元准教授から言われるままにダイエット食品を購入し、すべてを A 元准教授に渡して、購入品の管理に関与しなかったことから、研究分担者としての善管注意義務違反であり、不適切な行為と認定した。

(イ) 活動量計

科学研究費助成事業で 24 個購入（単価 3,240 円）したうち、14 個については科学研究費助成事業とは異なる研究の被験者に使用したことが判明し、10 個については研究目的に使用したことを裏付ける客観的な証拠が存在しなかった。さらに同一規格品 3 個がネットオークションに出品されていたことが判明したことから、活動量計 24 個 77,760 円を目的外使用であったと認定し、うち 10 個 32,400 円は私的流用であったと認定した。

(ウ) その他

平成 25 年度以降令和元年度までに学内研究費及び共同研究費で購入した HDD / SSD 合計 38 台、タブレット端末、冷凍庫等 1,664,778 円につき、ネットオークションに出品したり、無断で自宅へ持ち帰り、退職後も所持し続けていたことから私的流用と認定した。

◇不正の発生要因と再発防止策

【発生要因】

A 元准教授の所属した動物実験センターは他の教育研究施設から離れて独立した建物で、組織的にも動物実験センター所長は医学部教授の兼任でセンターに常駐しておらず、専門的な業務に従事する動物実験センター内においてはここに長期間勤務する A 元准教授が日常業務について実質的に単独で裁量を働かすことができる立場にあった。今回の調査において、事務部内でのチェック機能が働いていなかったことと、当該部門に長期間勤務する教員に対して、その部下にあたる他の教職員が強く意見を言えない状況になっており、会計手続き上で問題があることに気づいても、それを指摘・是正できるような関係になかったことが確認された。その結果、適正な検収ではないことを知りつつも、当該教員の指示に従わざるを得なかった。

【再発防止策】

(ア) 研究不正防止意識の向上

日本学術振興会の研究倫理eラーニングコース研修の毎年受講は継続する。科学研究費助成事業応募申請等に係る学内説明会において、今回の不正事例を具体的に取り上げて注意喚起を行う。本学における教職員向けのホームページへ掲載し、予算執行に係る研究者の責任や不正行為に対する処分ルールの更なる周知を図る。

(イ) 研究活動の不正防止及び研究倫理リーフレットの見直し

平成27年度から作成し、毎年内容の見直しを行っている本リーフレットに今回の不正事例に関する事項を追加し、更なる不正防止意識の向上を図る。

(ウ) 研究費使用マニュアルの見直し

「久留米大学競争的研究費等に係る研究費使用マニュアル」に今回の不正事例に関する事項を追加し、注意喚起を更に徹底する。

(エ) 取引業者に対する研究費不正使用防止協力要請

毎年度実施する取引業者向けの研究費不正使用防止講習会の説明内容に、大学以外への納品は原則行わないことを追加し周知する。また、取引業者向けに配布している研究費不正防止リーフレットにも大学以外への納品は原則行わないことを追加して記載する。

(オ) 換金性の高い物品の管理の改善

備品管理を行わない10万円未満のパソコンやタブレット端末、プリンタ、HDD、SSD等の購入時に管理台帳に記録し、物品には管理シールを貼付け大学の所有物であることを明示する。翌年度以降に一定割合を無作為抽出して現物確認を行う。

(カ) 出張に関する管理体制の改善

学内研究費や共同研究費による出張についても、「久留米大学競争的研究費等に係る研究費使用マニュアル」の取扱いに準じ、旅費等の不正使用を防止するために以下のとおり対応することとする。また、出張業務内容の定期的な監査を実施することとし改善を行う。

- ・用務に参加したことが分かる書類等の提出
- ・旅費を使用したことの証明書等の提出（航空券半券（搭乗券）または搭乗証明書等）
- ・出張業務内容の定期的な監査

(キ) 相談窓口に関する周知

全教員に対し、学内の予算執行や競争的資金等の予算執行について不明な点があれば、必ず事務担当者に相談・確認することを、教授会等を通じ年2回の周知を行う。

(ク) 印鑑の管理体制の強化

印鑑の管理につき内部監査の体制を強化した。

(ケ) 毒物・劇物の管理状況調査の実施

毒物・劇物については、内部監査室が無作為抽出して抜き打ち的に管理状況の調査を実施する。

(コ) 不正支出に関する書面調査の実施

久留米大学の全研究者に対して、研究費の不正支出を行った者がいないかについての書面による調査を実施し、検収担当者に対して、不適切な検収を行っていないかについての書面による調査を実施する。

(サ) 動物実験センターの管理体制強化

動物実験センターの管理と運営体制を見直し、適正な管理と不正防止が機能する体制を整えた。

◇その他（研究機関が行った措置）

・関係者の処分

久留米大学教職員就業規則に基づき、人間健康学部のB教授を出勤停止20日の懲戒処分、医学部のC教授を嚴重注意処分とした。医学部動物実験センターのA元准教授は大学による調査以前に退職しているため、学内規程が適用されず、懲戒処分の対象にならないが、今後、所定の手続きを経て厳正に対処する予定。

・交付中又は委託契約中の公的研究費の取扱い

人間健康学部B教授及び医学部C教授に対し、科研費の一時的執行停止を行った。

・刑事告発

医学部動物実験センターA元准教授を被告訴人として、刑事告発を検討する。

・本件の公表状況

令和3年8月30日 久留米大学ホームページに公表（氏名公表あり）